

監査結果に係る措置通知書

環 境 局		
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>10 原価計算について (2)①(ウ) 引当金の計上について</p> <p>現行の原価計算は、主として年度の決算額すなわち実際に支出のあった費用を対象に行われており（ただし、退職金の支出は原価計算からは除かれている）、引当金の計上は行われていない。</p> <p>しかしながら、適正な原価計算のためには、実際の支出は行われていなくても、財貨の費消または役務の提供があったものについては、費用の発生を認識すべきである。すなわち発生主義の考え方に基づく原価計算手法の導入が必要とされる。</p> <p>次に示した引当金は、金額的にも重要であり、廃棄物処理事業の性質からも無視しえないと考えられるため、発生主義の考え方から、原価計算上考慮する必要がある。</p> <p>○ 退職給付引当金</p> <p>退職金は、職員の退職時に支払われる費用であるが、将来において退職金が支払われる理由は、退職以前の期間に職員が役務を提供したという事実求められる。また、退職金は予め定められた一定の基準にもとづいて支払われるものであることから、年度末時点での必要額についても、通常合理的に見積もることが可能である。</p> <p>したがって、適正な原価の把握のため、退職給付引当金を設定し、当年度の負担に属する退職費用額を費用として計上すべきである。</p> <p>○ 修繕・特別修繕引当金</p> <p>廃棄物処理事業においては、大規模で特殊な設備を必要とし、これらの設備を適正に維持するために、毎年度多額の修繕費を支出している。</p> <p>現状ではこれらの修繕費用は、支出時の費用として原価計算に含めているが、費用の発生が当年度における設備の使用によるものであるにもかかわらず、修繕費の支出が次年度以降になる場合は、引当金の設定を検討する必要がある。すなわち、数年ごとに定期的に大修繕が行われるような場合は、これに備えて「特別修繕引当金」を設定する必要がある。また、毎年度継続的に修繕工事を行う計画があり、従来も実際に修繕が行われていた</p>	<p>「退職給付引当金」については、平成 20 年度（平成 19 年度実績）から、「一般廃棄物会計基準（平成 19 年 6 月環境省策定）」に定める簡易的な方法により算定した金額（現在就業している退職金給付の対象となる人員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給額を、現在就業している退職金給付の対象となる人員の想定勤続年数で除した金額）を計上した。</p> <p>なお、「修繕・特別修繕引当金」については、将来的な修繕工事の予定を合理的に見積もりがたいため、従来どおり支出時の費用として処理することとした。</p>	

が、ある年度の修繕が特別な理由によって施工されなかったときは、次年度以降の修繕に備えて「修繕引当金」を設定する必要がある。

以上の引当金も発生主義に基づくものであるが、これらの引当金を設定するにあたっては、年度末時点における必要額を合理的に見積もることができる場合を前提としており、合理的に見積もることができない場合は、依然として支出時の費用として処理せざるを得ないこととなっている。

(2)①(エ) 減価償却資産の計上基準について

現状、設備の修繕などに要する工事請負費については、マニュアル上概ね1億円以上の支出については、資産として計上し減価償却の対象としているが、それ未満の支出については支出年度の費用として処理している。

一方、備品購入費については、これまでの慣例により10万円以上の支出について資産計上とし減価償却している。

平成18年度における、工事請負費及び備品購入費(車両購入費は除く)の、計上内訳は次のとおりである。

減価償却は、平成20年度(平成19年度実績)から、「一般廃棄物会計基準(平成19年6月環境省策定)」に基づき、取得価額が50万円以上の施設、装置、重機、車両等の資産のうち1年以上にわたって使用するものについて行うほか、固定資産の修理、改良等のために支出した工事請負費のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すと認められる部分については、その金額を問わずに行うこととした。

(単位：千円)

項目	資産計上	費用処理	合計
工事請負費	210,525 (2)	219,232	429,757
備品購入費	5,827 (8)	22,585	28,412

(注) 資産計上の()は計上件数である。

また、費用処理した工事請負費(219,232千円)のうち、主なものは次のとおりである。

(単位：千円)

部門	種類	工事内容	金額
焼却	今泉工場	空冷壁改修工事	39,375
埋立	石積処分場	排水工事	14,028
破碎	今泉工場	圧縮供給装置ウイング更新工事	42,840

備品の資産計上基準は、10万円以上のものとしているのに対し、建物・機械等の資産計上基準は概ね1億円以上のものとしており、大きく異なっている。このため、例えば173千円のカーナビゲーションシステムが資産計上され、4年間で減価償却費として費用計上されているのに対し、1件数千万円の工事費が期間費用として処理されている。

いくら以上のものを資産計上し減価償却の対象とするかは、資産の種類によって異なるべきではなく、有形固定資産全体として統一した基準によって行われる必要がある。

この場合、工事請負費については、その支出

金額レベルのみで資産計上か否かを決定するものではなく、当該工事の内容によって判断する必要がある。すなわち、工事によって当該固定資産の価値が高められる場合、またはその耐久性を増し耐用年数を延長させることになると認められる部分に対応する金額は、資本的支出として資産計上し、これ以外の部分については、支出時の費用として処理すべきである。